

公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金
役員等報酬及び役職員等の旅費及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岩手県漁業担い手育成基金の役員等の報酬並びに役員及び職員等の旅費及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員等の範囲)

第2条 この規程でいう役員等とは、経常的な業務の執行等に直接携わらない非常勤の理事、監事及び評議員をいう。

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬の額は、日額とし、その職務に従事した日に応じて1日につき9,600円とする。

2 前項の報酬の支給は、その都度、本人に直接支給する。

(旅費及び費用弁償)

第4条 役員等が職務のため旅行したときは、その費用を弁償する。

2 職員等が出張した場合には、当該職員等に対し、旅費を支給する。

3 旅費及び費用弁償の額は、岩手県の一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和28年岩手県条例第14号）の規定を準用する。ただし、第3条第1項に規定する報酬の支給者に対する費用弁償の額は、現地経費を除いた額とする。

4 旅費及び費用弁償の支給方法は、岩手県の一般職の職員の例による。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し、必要な事項は代表理事が別に定める。

附則

この規程は、平成4年3月31日から施行する。

この規程は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年6月19日から施行し、平成24年6月1日から適用する。